

## 令和 2 年度の学級編制について

### 1. 概 要

国においては、平成 23 年度に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校第 1 学年の 35 人学級を、平成 24 年度に教員の加配により小学校第 2 学年の 35 人学級を実施したところである。なお、令和 2 年度予算において、小学校第 3 学年から中学校第 3 学年の 35 人学級編制の推進にかかる予算の計上はされていない。

一方、東京都教育委員会においては、都の独自の施策として行ってきた「中 1 ギャップ対応の教員加配」を継続する形で、中学校第 1 学年については、35 人以下学級に足りる教員加配の措置を実施するため、「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度も継続することとした。

### 2. 世田谷区教育委員会の対応状況

#### 1) 小学校第 1 学年及び第 2 学年

小学校第 1 学年については、全校において 35 人による学級編制を行う。また、小学校第 2 学年については、61 校中 16 校が 35 人学級編制の教員加配対象となった。この内 15 校は学級分割を行い、1 校では学級分割によらずティーム・ティーチングを実施する。

- ① 学級分割とした学校 15 校 (太子堂、松原、中丸、三軒茶屋、笹原、深沢、京西、尾山台、瀬田、等々力、中町、塚戸、明正、喜多見、下北沢)
- ② ティーム・ティーチングとした学校 1 校 (芦花)

#### 2) 中学校第 1 学年

中学校第 1 学年については、29 校中 15 校が 35 人学級編制の教員加配の対象校となった。この内 2 校は学級分割を行い、13 校では学級分割によらずティーム・ティーチング又は少人数指導を実施する。

- ① 学級分割とした学校 2 校 (芦花、三宿)
- ② ティーム・ティーチング又は少人数指導とした学校 13 校 (駒沢、北沢、富士、弦巻、瀬田、深沢、用賀、砧、千歳、砧南、喜多見、世田谷、船橋希望)